

# 令和3年度 第1回安芸高田市いじめ問題対策委員会 会議録

開催日時：令和3年10月21日（木）13時30分～15時00分

開催場所：市民文化センター（クリスタルアージュ）3階301研修室

## 委員等の出席状況

委員等の出席状況		
出席委員	(敬称略)	
	坪田 雄二	公立大学法人県立広島大学 教授
	服部 智之	安芸高田市PTA連合会 理事
	河本 圭司	安芸高田市総務部危機管理課 課長
	久光 正士	安芸高田市市民部人権多文化共生推進課 課長
	久城 恭子	安芸高田市福祉保健部社会福祉課 課長
	久城 祐二	安芸高田市福祉保健部子育て支援課 課長
	木原 貴子	安芸高田市立小中学校教頭会 会長
	本田 光洋	安芸高田市立小中学校教頭会 副会長
	中井 純子	安芸高田市教育支援センター 所長
欠席委員	内藤 道也	安芸高田市総務部総務課 課長
出席した 事務局職員	内藤 麻妃	安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課 課長
	阿部 正志	安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課学校教育指導係 指導主事
傍聴者	なし	

## 会議日程及び配布資料

○委嘱状の交付

○開会

1. 内藤課長あいさつ
2. 委員、事務局職員自己紹介
3. 委員長、副委員長の選任
4. 委員長あいさつ

○日程第1 事務局諸連絡等

1. 配布資料について

○日程第2 報告

○日程第3 協議（非公開）

1. 令和2年3月以降のいじめ事案について（令和3年3月～令和3年8月）

○日程第4 その他

○閉会

1. 副委員長あいさつ

—配布資料—

- ・「令和2年度安芸高田市いじめ問題対策委員会委員名簿」（資料1）
- ・「令和元年度生徒指導上の諸問題等集計グラフ」（資料2）
- ・児童生徒の自殺予防の取組について（資料3）
- ・「別紙チラシ」（資料3）

## 会 議 概 要

○委嘱状の交付

（開会に先立ち、教育長から委員代表に委嘱状を手交した。）

○内藤課長 あいさつ

本日は、令和3年度第1回安芸高田市いじめ問題対策委員会のご案内をさせていただいたところ、ご多用の中ご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。当初は8月25日に設定しておりました本委員会ですが、8月の集中豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対策のために、本日に延期したことをお許し下さい。

さて、コロナ禍で、学校の生活様式は大きく変わりました。マスクの着用、子ども同士の距離を保つ工夫、黙って給食を食べる黙食等。学校の生活を送る上で子ども達は制限がとて多く、そのため子ども達の心にもその分、大きな影響を与えているのではないかと危惧しているところです。そうした状況であります。教育委員会では学校の主役は子どもであることを念頭に、子ども達の心に寄り添った指導を進めているところです。本日はこのような青いリーフレットを一枚ご用意させていただいておりますので、これを少しご紹介させていただきますと思います。

全ての子どもの可能性を伸ばす「安芸高田協育3つの挑戦」…令和3年3月に作って4月から取り組んでおります。中をご覧いただいたら、大きく3つの中身の内容に取り組んでおります。安芸高田型チーム担任制とって、これまで特に小学校は1年生の担任の先生は〇〇です…といったような感じですがチームで見ようということで、複数の先生方について取組を進めております。この先生には相談しにくいけど、こっちの先生なら相談できるよというような体制づくり、子どもを複数の目で見ることによって子どもの良さとか困り感等を早くに発見できるというような取組を今年度進めているところです。まだ制度は確立していませんが、それぞれの学校の在り方のスタイルで模索を続けているところです。右側の上の方には生徒指導規程の見直し…これは新聞にも最近校則の見直しとかブラック校則とか取り上げられておりますけども、安芸高田市においても今各学校でまず子ども達が校則や規則についてどのようになっているのかというのを考え、自分たちでここはどうなんだろうというのを考えながら取組をしております。見直しをしたり変えていったりという取組も進んでいるところです。保護者の方にもこの話をしながら取組を前に進めている学校もある状況です。また家庭学習の充実というのにも取り組んでおります。これまでは一律に子ども達に例えば「今日は漢字ここからここまでを200字書いてきてね」と、同じ宿題をしていたようなところもありますけども、そういう学習もありつつ子ども自身が今の状況…苦手なところを克服するために自ら選んでみたり先生と相談したりしながら自分の家庭学習にも取り組んでいるような状況です。このような取組で全ての子どもの可能性を伸ばして子ども達のための学校づくりというのを本市では進めているということをご紹介させていただきました。この委員会、今年度8年目を迎えております。後ほど担当の方から今年度に生起したいじめ事案についてのご報告をさせていただきます。是非今日は皆さま方のそれぞれの立場からのご意見をいただき今後の取組に活かしていきたいと考えておりますので、貴重なお時間ですが本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員、事務局自己紹介

(委員、事務局職員がそれぞれ自己紹介をした。)

○委員長、副委員長の選任

(事務局から、委員長に坪田雄二氏、副委員長に中井純子氏を提案し、了承された。)

○委員長あいさつ

改めまして坪田です。よろしくお願いいたします。この10月に文部科学省からいじめとか不登校とかと言われる生徒指導上の諸問題に関する統計資料というのが出されております。全国的な傾向を見ますと去年とかコロナの影響で休校とかで代わりにオンラインということはいじめの事案件数、認知件数自体が減っているということが出ております。この後、安芸高田市の報告でも出てまいります。全国的な傾向と似たような傾向が見られているようには感じますが、一方でオンライン等の移行も伴っているのかどうかは分かりませんが、SNS上でのいじめであるとか、そういったなかなか学校現場ではすぐには見えづらいようなところで起こっていることが増えているのではないかとこのところも言われております。先ほど課長さんの方からも話

	<p>がありましたけれども、いじめっていうのは結局学校の中での子どもの置かれている環境の問題というように考えております。それにはやはり多面的なものの見方と言いますか、いろんな視点からその事案を検討しながらこれまで気付かなかったようなことであるとか、そういったところに気付くための機会がこの委員会の一つの目的ではないかと考えております。委員長としては皆さんがざっくばらんにいろんなご意見をいただける場にすることが私の仕事だと思っておりますので、そのためには皆さんのご協力が欠かせませんのでよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。ここからは坪田委員長に議長になっていただき、進行をお願いいたします。それでは坪田委員長お願ひいたします。</p>
委員長	<p>それでは進めてまいります。次第にありますようにレジメにそって進めてまいります。日程第1事務局諸連絡等、配布資料等について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>配布資料の説明の前に今回は会議録をとる関係でボイスレコーダーにて録音をしております。ご了承ください。詳しくは日程第4でお話します。</p> <p>それでは配布資料等について説明いたします。まず資料ファイルの確認ですが、関係資料をまとめたファイルをお持ちですか？代々引き継がれていると聞いています。もしない場合や、バージョンが古いものがあれば交換いたしますので言ってください。次に本日配布しております資料をご確認ください。上からレジメと資料1から資料4までのものと最後に取扱注意の資料ということで、いじめの事案についてまとめたものを付けております。また安芸高田市の3つの挑戦のパンフレットも配布しております。ないものがありましたらお申し出ください。また資料1は委員名簿になっておりますのでお名前等に誤りがあればお申し出ください。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何かご質問等ありますでしょうか。資料はお揃いですね。それでは続きまして日程第2報告の方に移らせていただきます。まず(1)いじめ防止等の基本的方針について事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>私の方から基本的な方針についてご説明をいたしますが、この委員会に長い委員さんには同じことを何度も何度もということになるかと思いますが、新しい委員さんもおられます。ご了承いただければと思います。このいじめ対策委員会の設置根拠となる法律はいじめ防止対策推進法です。この法律をもとに安芸高田市においてもいじめ連絡協議会等に関する条例…今回持ってきていただいている書類の中に、条例とタグが付いているところを見ていただいたらその条例が出てきます。この条例にもとづいて今回本委員会が設置されております。後ほど条例の第3章というところにありますのでご確認いただければと思います。それでは改めていじめとは何かということについてご説明をさせていただきますが、ファイルの法律というタグが付いているページをめくっていただければと思います。これはいじめ防止対策推進法になります。中ほどの定義第2条をご覧ください。この法律においていじめとは児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為、先ほど委員長さんからも話がありましたインターネットを通じて行われるものも含まれます。当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうとあります。かつてのいじめの定義は自分よりも弱者に対して一方的にとりかかるとか、継続的に深刻な苦痛をというような要素が含まれていたのですが、この法律上の定義にそれらの要素は含まれておりません。違いがここで出ているということを確認いただければと思います。具体的にどのようなものがいじめであるかについては説明させてもらおうと思いま</p>

	<p>す。それは国方針というタグが付いていると思うのですが、そちらをご覧ください。こちらにはいじめ防止等の基本的な方針が示されています。国方針の5ページをご覧ください。下の方に具体的にいじめとはこのようなものであるということが書かれてありますので、今日は読みませんが冷やかしか、からかい・悪口…嫌なことを言われることはいじめの定義に入っているということです。以下数個書いてありますがお読みおきください。このようなことを踏まえて安芸高田市でもいじめ防止基本方針を策定しております。それでは市の方針というタグをご覧ください。安芸高田市いじめ基本方針の1ページをご覧ください。先ほどの国の方針を踏まえて安芸高田市におけるいじめ防止対策の基本的な考えを考え方として、いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうるものと定めております。取組について以下書いてありますが、後ほどご覧いただければと思います。また小学校中学校でもいじめやその兆候を早期で発見できるように努めております。この方針にもとづいて取組を進めているのですが、この後は安芸高田市の2年度の状況についてご報告させていただきます。先ほども委員長からありましたが、全国の状況と同じような傾向が見受けられますが、本市においても認知件数につきましては積極的な認知を行うようにしております。数字上では今年度はいじめに関しては昨年度よりも減ってはいますが、単純に数字上での比較はできないという思いを持っておりますのでご理解いただければと思います。以上で終わります。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問等ありますでしょうか。…ではよろしいですね。それでは続きまして(2)令和2年度はいじめ状況等の問題につきまして事務局から報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは資料2をご覧ください。資料2は安芸高田市の市内の小中学校における生徒指導上の諸問題についてということで、暴力行為・いじめ・不登校の件数・人数について平成17年度からまとめていったものになります。一番右側が令和2年度になっております。下の方に令和2年度の詳細・状況について詳しく書いております。安芸高田市の生徒指導上の諸問題について説明する前に、全国的な傾向としては先ほど会長の方からありましたように、暴力行為といじめについてはかなり減っています。昨年度は4月5月が休校だったということもあるかもしれませんが、ただ不登校や長期欠席の子が大きく増えているというような現状になっております。一方広島県ではつい先日調査結果が出たのですが、広島県は暴力行為のみが微増しているような状況です。なかでも小学校での件数が上がっており、中学校では減っているという広島県の傾向もありますので、それを踏まえて安芸高田市の状況をお聞きいただければと思います。</p> <p>まず暴力行為についてです。令和2年度の暴力行為は小学校で5件、中学校で5件生じました。前年度と比較すると小学校では4件、中学校では9件それぞれ減少しております。資料下部の暴力件数をご覧ください。態様は対教師暴力が1件・小学校1件、児童生徒間暴力が6件・小学校2件、中学校4件、器物破損が3件・小学校2件、中学校1件です。小学校が8校中3校、中学校では6校中4校で暴力事案が生じました。特定の児童生徒が繰り返している事案があります。事案があった際には丁寧に反省・指導を行い、冷静な時には理解ができているのですが、ひとたび怒りの感情が沸き起こった際…スイッチが入ったりするとそれがコントロールできずに暴力につながってしまうというケースがあります。またこのケースとも重なりがあるのですが、遊びや悪ふざけがエスカレートしてけんか・暴力事案となるケースが多いです。最近の県内の状況と合わせて分析しますと、冷やかしかからかいから起こる事案も増えてきています。いずれにしましても特別な配慮を要する児童生徒への対</p>

応につきましては、特別支援教育の視点を取り入れながら考えていかなければならない状況と言えます。それぞれの事案につきましては必要に応じて関係機関・子育て支援課等の行政各課と連携しながら対応してまいりました。ちなみに今年度は8月末までで中学校で2件、小学校で7件の暴力行為・暴力事案が生起しております。似たようなケースで、悪ふざけ、からかいが原因です。今年度の取組の視点としましては「安芸高田市協育3つの挑戦」のうちの1つ、生徒指導規程の見直しがあります。子ども達が今の自分たちにとって本当に必要な決まりは何なのか、子ども自身が生徒指導規程を見直し自分の学校生活をより良くしていくことを通して、自ら考え選択・判断し行動する力を育てていきたいと思っております。また先ほども少し触れましたが、特別支援教育の視点からのアプローチが必要な児童生徒については、医療機関や専門機関とも随時連携を取りながら支援を行っていきたくと考えております。

続きましていじめの認知件数です。いじめの認知件数は令和2年度小学校が15件、中学校が3件合計18件でした。前年度と比較すると小学校が7件の減少、中学校が5件の減少となっております。いじめの状況については態様に重複する場合がありますので、資料下部にあります態様の件数と認知件数は必ずしも一致しませんが、いじめ対策防止推進法の公布にありますようにいじめの問題をしっかりと受け止め、きちんと認知していこうという取組を進めているところであります。そのため各校とも被害者側の心情を考え、被害者側の気持ちに立って事案をとらえています。つまり積極的にいじめを認知し、学校全体で早期に問題解決の取組を行うよう教育委員会としても指導しているところです。ここ数年に比べていじめの認知件数が大きく減っており、学校内でのいじめの見逃しをしていないか改めてそのような視点で児童生徒の行動を見ていく必要性を感じております。いじめの認知件数をあげることでいじめは絶対に許さないという毅然とした体制で臨むことにより、全ての児童生徒にとって学校が楽しいと思える、学校が大好きと言えるように生徒指導の充実を図られていると感じております。態様の詳細についてはそこに書いておりますが、冷やかしやからかい悪ふざけが14件小学校14件・中学校2件、仲間外し無視が1件小学校1件、軽くぶつかる・たたく・蹴るが1件小学校1件、ひどくぶつかる・たたく・蹴るが1件小学校1件、金品を盗まれたり壊されたり捨てられたりする2件小学校2件、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされるが1件中学校1件です。なお令和2年度は令和元年度同様、重大事態としてのいじめは生起しておりません。いじめの把握は本人からの訴えが5件小学校3件・中学校2件、保護者からの訴えが4件小学校3件・中学校1件、学級担任が発見した2件小学校2件、いじめアンケートが7件小学校7件になっております。認知したいじめについてはいずれの場合も学校の教職員が組織的に対応し児童生徒に個別に聞き取りをしながら事実確認を行いました。また保護者と連携しながら加害者側の児童生徒や保護者からの謝罪等含めた対応を継続的に行いました。当該児童生徒だけの問題にしないように学級全体・学校全体の問題として取組、事実の解決後・事案の解決後のより良い学校づくりに繋げております。昨年度は新型コロナウイルス感染症対策のため4月初旬から5月末まで学校が休業となりました。人と人との繋がりが希薄にならざるをえない状況の中で、新たないじめが生まれることのないよう臨時休業中も含めて児童生徒への働きかけを続けてきました。今年度のいじめ認知に関しては日程第3で説明いたします。これまで以上に早期発見・早期対応ができるように生徒指導主事を中心とした組織的な対応を推進するとともに、いじめのアンケートや個別面談または生活ノートを通して活用して子どもの心に寄り添う取組を充実させております。

	<p>また今年度は市内全校にスクールカウンセラーが配置しております。このスクールカウンセラーも有効活用していきながら教育相談体制を充実させていく予定です。吉田中学校にはスクールソーシャルワーカーも配置されており、家庭・地域・学校の連携の橋渡し役として子どもの心に寄り添う取組を実施していく予定です。</p> <p>最後に不登校についてです。令和2年度は小学校が10名、中学校は20名合計30名でした。前年度と比較すると小学校は4名増加、中学校は6名増加でした。不登校の要因としまして、いじめを除く友人関係1名中学校1名、学業不振2名中学校2名、進路に係る不安1名中学校1名、入学・転編入学・進級時の不適応1名中学校1名、家庭の生活環境の急激な変化1名小学校1名、家庭内の不和1名中学校1名、親子の関わり方2名小学校2名、生活のリズムの乱れ4名小学校2名・中学校2名、無気力・不安14名小学校3名・中学校11名、その他2名小学校1名・中学校1名です。その他につきましてはそれぞれ複合的な要因になるものが2名となっております。昨年度は4月5月に一斉休校により家にいることが当たり前になる中で、なかなか生活リズムが作れず無気力・不登校になってしまったケースが少なくないように分析しています。本年度は9月末の時点で小学校では8名・中学校では18名が不登校、更にプラス長期欠席が3名加わります。一言で不登校といっても子ども達一人一人によって取り組むべき課題も全く異なります。保護者や関係機関とも随時連携を取りながら働きかけを行っていくとともに、特別活動において人間関係力の育成に焦点を当てた取組を行うなど未然防止にも力を注いでいるところであります。以上です。</p>
委員長	ありがとうございます。今の説明に関しまして質問等ありますでしょうか。お願いします。
委員	暴力行為のところで警察が介入した件というのはありますか。
事務局	あります。
委員	何件くらいありますか。
事務局	警察の関与の仕方ですが、暴力をしたことに対して警察を学校に呼んだということはないです。別な関わり方でしたら警察との関りがありました。
委員	あと下のいじめのところで軽くぶつかる・たたく・ひどくぶつかる・たたくとありますが、これは暴力行為とカウントされていますか。
事務局	暴力行為は別で、いじめとは別集計をしています。
委員長	不登校のところの不安・無気力が中学生11名というのが多いように感じるのですが…。不安ということに対して何か分析のようなことはされていますか。どんなことに不安を感じていてその不安に対してこんなふうにしたらいいのではないかと…というような指針みたいなものは出されていますか。
事務局	指針とまではいかないのですが、各学校で取組をしているのは不安を和らぐような個別の対応をしているのはもちろんあります。この前の全国調査でも無気力・不安の数がすごく多くて、教育委員会でもここに何かアプローチをした方がいいのではないかと…というご指摘をいただきました。4月5月の学校休校から復帰にあたって学校に一時行きづらい児童生徒に関しては、学校の方でチーム担任制を使いながらいろいろな先生が関わって、子ども達の良さを認めていくというところで不安を解消しようという取組は今年度市内で統一してやっているところではあります。色々な先生の手で子ども達を見て、温かく見守って寄り添っていこうという方向性で進めております。

委員長	学校現場ではよくこの問題に関してキャリア教育の充実で不安の解消に取り組まれている事例を聞いたことがありますか、そういうこともされていますか。
事務局	キャリア教育ももちろん大事なキーワードであるかと思います。
委員長	他いかがでしょうか。
委員	スクールソーシャルワーカーは今年からとありました。どのくらい対応していますか。対応件数は？
事務局	数字がすぐには出てこないのですが…吉田中学校に週2日程度在籍しています。小学校区、愛郷小学校と吉田小学校にも行けるつながりを持っています。
委員	なぜ聞いたかと言いますとお一人でされていますよね、お一人でされていていいのかなと思いまして。もっと人数や体制を増やして…お一人で全部廻られているので、全部対応ができるのかと。
事務局	人数が多いのでその辺はちょっと…吉田中学校の方でもカウンセラーとソーシャルワーカーの分担をして対応をしていることを聞いております。先ほどもありましたが文科省からの令和4年度に向けての取組というところで、スクールソーシャルワーカーも増やしていくという方向で国としては動いています。
委員	前々回に私もスクールソーシャルワーカーを置いた方がいいという話をしてから今年置かれたので、すごくいいな、前進したなと思っていたのですが…。お一人で広範囲を見られているので大変じゃないのかなと正直思いました。
事務局	これは県からの配置で、うちが要望した十分な数が配置されず各市町に一人という基準があるのか…県がもっと配置をくれるなら要望していきたくと思っています。人がいない状況で市独自で雇用しようと思えば資格を持っておられる方がなかなかいらっしゃらない…そこがネックかなと。引き続き県に働きかけをしていきたくと思っています。
委員長	他いかがでしょうか。はい、お願いします。
委員	不登校の中で外国籍の方は何人くらいいらっしゃるのですか。
事務局	昨年度…そのような視点で把握・カウントしていなくて…申し訳ないです。
委員	いるのはいますか。
事務局	今年は一人います。
委員	また教えてください。
事務局	わかりました。
委員長	他いかがでしょうか。よろしいですかね。それでは続きまして報告の(3)児童生徒の自殺予防について事務局の方から報告をお願いします。
事務局	資料3をご覧ください。令和3年5月に児童生徒の自殺予防についての文部科学省通知がありました。児童生徒の自殺予防についてはこれまでも自殺対策基本法等に基づき、学校についても積極的に取り組んでおります。近年自殺者の全体の総数は減少傾向にありましたが、昨年度は新型コロナウイルスのこともあり急増しています。また自殺した児童生徒数は依然として高い状況の中で昨年度479人…前年度比と比べるとプラス41%と急増している状況であります。また情報化社会への激しい変容の波が日々訪れる中で、SNS等のサイトを利用した卑劣な犯罪も横行しております。以上のことから自殺する児童生徒数の減少が喫緊の課題であり、児

	<p>児童生徒の援助危急的態度の育成を図ることが重要になっています。このようにした中で児童生徒が相談できる窓口として今回資料 4 としてお付けしたように LINE の相談窓口があることなども周知しております。また全国的には学校の長期休業明けにかけて自殺が急増する傾向にあることから、学校としては関係機関等との連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施しています。今年度も各校の生徒指導主事が一堂に会する生徒指導主事研修会を 12 月に予定しております、注意喚起するとともに各校の取組を交流し合う等の取組を行っていきたくと考えております。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。今の説明に関しまして何か質問等ありますでしょうか。お願いします。</p>
委員	<p>ここ近年、自殺された方はいましたか。安芸高田市で。</p>
事務局	<p>最近は聞いていないです。</p>
委員長	<p>他はいかがでしょうか。はい、また何かありましたら事務局の方にお尋ねいただければと思います。はい、それでは以上で日程第 2 を終わりまして、続いて日程第 3 の協議に移ってまいりたいと思います。(1)令和 3 年 3 月以降のいじめ事案については、安芸高田市内小中学生で生起したいじめ事案の具体的な内容について協議する必要があります。よって日程第 3 につきましては秘密会としたいと思いますが異議はございませんか。</p>
委員一同・事務局	<p>異議ありません。</p>
委員長	<p>では異議なしと認め、日程第 3 は秘密会とさせていただきます。</p>
	<p>具体的ないじめ事案に対する、質疑応答。</p>
委員長	<p>それでは続いて最後に日程第 4 その他に移らせていただきます。委員の皆さんの方からまたは事務局の方から何かありますか。</p>
事務局	<p>冒頭に申しました本日の会議内容につきましては事務局で会議録を取りまとめて本市のホームページの方に掲載したいと思っております。ただどなたかの発言かというのはプライバシーに配慮した掲載ということにして、発言者のお名前は明らかにしませんので会議録の案ができましたら皆さまに事前にお渡ししますのでご確認いただき、修正点等ありましたら学校教育課の阿部まで連絡いただければと思います。よろしく願いいたします。いじめの事案の取扱注意の資料については回収させていただこうかと思っておりますので机の上に置いて離席していただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>以上ですね。それでは本日の日程、以上で全て終了とさせていただきます。熱心にご協力いただきありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>坪田委員長ありがとうございました。それでは閉会にあたり中井副委員長にご挨拶をいただきます。中井副委員長お願いいたします。</p>
○副委員長	<p>平成 25 年にいじめ防止対策推進法においてかれこれ 10 年近くなることを感じます。現職の時もこうやって法的なところの整備にあたった頃と思えばですね、学校の中そのものは体制が随分整ってきたと今日改めて感じさせていただきましたし、こうした会も回を重ねるごとに貴重な意見を出していただいて、私たち自身も学ぶところがたくさんあるなと思いました。特に昨年度からのコロナ禍における子ども達の状況は本当に一変しております。私は特に子ども達を預かる施設に勤めておりますが、大人の私たちでも閉塞感を持って生活しておりますけども、やはり目に見えないものを子ども達自身抱えながら生活しているなというのを感じており</p>

	<p>ます。先般出ました不登校の子どもの数はグンと増えております。これは市内においても同様です。これからを担う子ども達にどんな対応をしていけばいいのか、日々迫られる思いであります。今日の委員会ではそうは言いましてもいじめの認知件数はかなり減ってきているのは全国的な傾向であっても、安芸高田市の取組の一つの指導として見ながらプラスにとらえていけたらいいなと思います。不足しているところは先ほども話にあったようにチーム担任制と学校の取組に期待しながら認知件数がたくさん出ることがないように学校の方のご協力に期待したいなと思います。まとまりのない最後の言葉になりましたが、また引き続いてどうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員一同	<p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。第2回は2月を予定しておりますので、また早めに日程調整させてもらって通知させていただこうと思いますのでよろしくお願いいたします。以上を持ちまして令和3年度安芸高田市いじめ問題対策委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。</p>
	<p>— 閉会 —</p>